

松阪市飯南茶業伝承館条例

改正後	改正前
<p>(管理)</p> <p>第2条 松阪市飯南茶業伝承館（以下「伝承館」という。）の管理は、<u>常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的な運用をしなければならない。</u></p> <p>(休館日)</p> <p>第3条 伝承館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、<u>市長</u>が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(利用時間)</p> <p>第4条 伝承館の<u>利用時間</u>は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、<u>市長</u>が必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第6条 伝承館を利用する者は、別表に掲げる施設の利用のほか、特に許可を必要とする行為を行おうとするときは、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときもまた、同様とする。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定により許可する場合に必要な条件を付することができる。</p> <p>3 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、前条第1項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を変更し、若しくは利用の停止を命じ、又は利用の許可を取り消すことができる。この場合において、利用者に生じた損害については、<u>市長</u>はその責を負わないものとする。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは<u>市長</u>の指示した事項に違反したとき。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(管理)</p> <p>第2条 松阪市飯南茶業伝承館（以下「伝承館」という。）の管理は、<u>松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年松阪市条例第9号）第6条第1項の規定に基づき、市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。</u></p> <p>(休館日)</p> <p>第3条 伝承館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、<u>指定管理者</u>が必要があると認めるときは、<u>あらかじめ市長の承認を得て</u>、臨時に開館し、又は休館することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(開館時間)</p> <p>第4条 伝承館の<u>開館時間</u>は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、<u>指定管理者</u>が必要があると認めるときは、<u>あらかじめ市長の承認を得て</u>、これを変更することができる。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第6条 伝承館を利用する者は、別表に掲げる施設の利用のほか、特に許可を必要とする行為を行おうとするときは、あらかじめ<u>指定管理者</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときもまた、同様とする。</p> <p>2 <u>指定管理者</u>は、前項の規定により許可する場合に必要な条件を付することができる。</p> <p>3 <u>指定管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第7条 <u>指定管理者</u>は、前条第1項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を変更し、若しくは利用の停止を命じ、又は利用の許可を取り消すことができる。この場合において、利用者に生じた損害については、<u>指定管理者</u>はその責を負わないものとする。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは<u>指定管理者</u>の指示した事項に違反したとき。</p>

改正後	改正前
<p>(使用料の納付)</p> <p>第8条 利用者は、<u>別表に定める使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。</u></p> <p>第9条 削除</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、<u>使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(1) <u>市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除</u></p> <p>(2) <u>市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除</u></p> <p>(3) <u>その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額</u></p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第11条 既納の<u>使用料</u>は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 災害その他不可抗力によって利用することができなくなったとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、<u>市長が相当の理由があると認めるとき。</u></p> <p>(原状回復義務)</p> <p>第13条 利用者は、伝承館の施設の利用が終了したとき、又は第7条の規定により利用の停止を命ぜられ、若しくは利用の許可を取り消されたときは、当該利用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、<u>市長の承認を得たときは、この限りでない。</u></p>	<p>(2)～(5) (略)</p> <p>(利用料金の納付)</p> <p>第8条 利用者は、<u>指定管理者に伝承館の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者が定める期日までに納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</u></p> <p>(利用料金の収入)</p> <p>第9条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第10条 指定管理者は、必要があると認めるときは、<u>あらかじめ市長が定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(利用料金の不還付)</p> <p>第11条 既納の<u>利用料金</u>は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 災害その他不可抗力によって利用することができなくなったとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、<u>指定管理者が相当の理由があると認めるとき。</u></p> <p>(原状回復義務)</p> <p>第13条 利用者は、伝承館の施設の利用が終了したとき、又は第7条の規定により利用の停止を命ぜられ、若しくは利用の許可を取り消されたときは、当該利用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、<u>指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。</u></p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第15条 <u>指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>伝承館の次に掲げる事業の運営企画に関すること。</u></p> <p>ア <u>茶業振興対策の推進事業</u></p> <p>イ <u>茶製造技術の伝承事業</u></p>

改正後					改正前																																																																						
<p>(委任) 第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。</p> <p>別表（第6条及び第8条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">利用区分</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">実習室 (研修室)</td> <td>貸室</td> <td>1時間毎</td> <td></td> <td>1,210円</td> </tr> <tr> <td>展示室</td> <td>イベント</td> <td>1日</td> <td>12,410円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>見学</td> <td></td> <td></td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>					施設名	利用区分	使用料			区分	単位	使用料	実習室 (研修室)	貸室	1時間毎		1,210円	展示室	イベント	1日	12,410円		見学			無料	<p>ウ 茶の歴史と茶情報の発信及び広報宣伝事業 エ 茶業に関する調査及び研究事業</p> <p>(2) 伝承館の利用の許可に関すること。 (3) 伝承館の利用料金に関すること。 (4) 伝承館の維持管理に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長の権限に属する業務を除く伝承館の管理に関すること。 (指定管理者の情報公開)</p> <p>第16条 指定管理者は、前条に規定する業務により保有することとなった情報について公開請求があったときは、松阪市情報公開条例（平成17年松阪市条例第6号）の定めるところにより公開に努めるものとする。</p> <p>(委任) 第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。</p> <p>別表（第6条及び第8条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">利用区分</th> <th colspan="3">利用料金</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">研究室1 (製茶場)</td> <td rowspan="2">製茶機械</td> <td>品評会出品茶</td> <td>生葉</td> <td>550円以内</td> </tr> <tr> <td>一般茶</td> <td>1.0kg</td> <td>550円以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">研究室2 (仕上場)</td> <td rowspan="2">一般仕上げ</td> <td>仕上機</td> <td>荒茶</td> <td>550円以内</td> </tr> <tr> <td>[とうし・切断・電気選別]</td> <td>1.0kg</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>とうみ機</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>色彩選別機</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>火入れ機</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>仕上げのみ</td> <td>仕上機</td> <td>荒茶</td> <td>550円以内</td> </tr> </tbody> </table>					施設名	利用区分	利用料金			区分	単位	利用料金	研究室1 (製茶場)	製茶機械	品評会出品茶	生葉	550円以内	一般茶	1.0kg	550円以内	研究室2 (仕上場)	一般仕上げ	仕上機	荒茶	550円以内	[とうし・切断・電気選別]	1.0kg				とうみ機					色彩選別機					火入れ機				仕上げのみ	仕上機	荒茶	550円以内
							施設名	利用区分	使用料																																																																		
区分	単位	使用料																																																																									
実習室 (研修室)	貸室	1時間毎		1,210円																																																																							
	展示室	イベント	1日	12,410円																																																																							
	見学			無料																																																																							
施設名	利用区分	利用料金																																																																									
		区分	単位	利用料金																																																																							
研究室1 (製茶場)	製茶機械	品評会出品茶	生葉	550円以内																																																																							
		一般茶	1.0kg	550円以内																																																																							
研究室2 (仕上場)	一般仕上げ	仕上機	荒茶	550円以内																																																																							
		[とうし・切断・電気選別]	1.0kg																																																																								
		とうみ機																																																																									
		色彩選別機																																																																									
		火入れ機																																																																									
	仕上げのみ	仕上機	荒茶	550円以内																																																																							

改正後	改正前				
			[とうし・切断・電気選別] とうみ機 色彩選別機	1.0kg	
		再火のみ	火入れ機	荒茶 1.0kg	270円以内
		色彩選別のみ	色彩選別機	荒茶 1.0kg	330円以内
	実習室 (研修室)	貸室	1時間毎		1,100円以内
	展示室	イベント		1日	16,500円以内
		見学			無料